

河長監第49-2号

令和5年1月27日

河内長野市長 島田 智明 様

河内長野市監査委員

村治 規行

橋上 和美

(公印省略)

監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

記

第1 監査対象

消防本部及び消防署

第2 監査対象期間

令和3年度及び令和4年度（定期監査実施時まで）

第3 監査実施期間

(1) 書類監査 令和4年10月11日（火）から令和4年12月
27日（火）まで

(2) 委員監査 令和5年1月27日（金）

第4 監査場所

監査執務室及び監査対象部局執務室

第5 監査手続き

監査対象部局の財務に関する事務が、関係法令に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを監査の主眼におき、あらかじめ提出を求めた監査資料と抽出した関係諸帳簿を照合確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、「河内長野市監査委員監査基準」に基づき、適宜、監査技術を選択し、監査を実施しました。

第6 監査結果

監査対象部局の財務に関する事務の執行については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり検討又は改善を要するものが見受けられました。

指摘事項

< 消防総務課 >

1 契約事務について

消防総務課の契約事務について、次の点が見受けられました。

- (1) 業務計画書の提出を受けていないものが多数ありました。
- (2) 随意契約の根拠条文の記載のないもの、随意契約理由の記載のないもの、業者選定理由書の添付がないもの等がありました。
- (3) 管理等委託業務完了届に記載漏れがいくつかありました。
- (4) 契約書に記載された履行期間と仕様書に記載された履行期間が異なっているものがありました。
- (5) 修繕に係る契約を締結する際に業務委託契約に係る契約書

のひな型を使用していたため、契約書に記載の内容と業者からの提出文書等にかい離がありました。

消防総務課は、適切な契約事務の執行に努める必要があります。

また、消防総務課は、修繕に係る契約について、検討する必要があります。

2 現金の取扱いについて

消防総務課の現金取扱事務について、次の点が見受けられました。

- (1) 現金出納簿の記載誤りが多数ありました。
- (2) 現金出納簿の記載漏れがありました。

消防総務課は、現金の取扱いを適切に行う必要があります。

< 予防課 >

3 現金の取扱いについて

予防課の現金取扱事務について、次の点が見受けられました。

- (1) 現金出納簿の記載誤りが複数ありました。
- (2) 現金出納簿が日付順に記載されていませんでした。
- (3) 現金出納簿のつり銭の年度当初の受入、年度末の払出の記載がありませんでした。

予防課は、現金の取扱いを適切に行う必要があります。